



平成 20 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社関西スーパーマーケット
 (URL <http://www.kansaisuper.co.jp/>)
 代表者名 代表取締役社長 井上 保
 (コード番号 9919 東証第二部・大証第二部)
 問合せ先 専務取締役総務本部長 玉村 隆司
 (TEL 072-772-0341)

特別損失の計上および通期業績予想の修正に関するお知らせ

日本総合商品販売業厚生年金基金脱退による特別損失計上に伴い、平成 19 年 11 月 13 日の中間決算発表時に公表した平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の業績予想を下記の通り修正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 .平成 20 年 3 月期個別業績予想数値の修正(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (平成 19 年 11 月 13 日)	百万円 101,430	百万円 1,850	百万円 2,080	百万円 1,020	円 銭 36 13
今回修正予想 (B)	102,920	1,940	2,190	340	12 03
増減額 (B - A)	1,490	90	110	680	
増減率 (%)	1.5%	4.9%	5.3%	66.7%	
ご参考 前期実績 (平成 19 年 3 月期)	99,989	1,789	1,919	995	35 47

2 .平成 20 年 3 月期連結業績予想数値の修正(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (平成 19 年 11 月 13 日)	百万円 104,170	百万円 2,190	百万円 2,400	百万円 1,210	円 銭 42 86
今回修正予想 (B)	105,710	2,320	2,560	550	19 46
増減額 (B - A)	1,540	130	160	660	
増減率 (%)	1.5%	5.9%	6.7%	54.5%	
ご参考 前期実績 (平成 19 年 3 月期)	102,644	2,099	2,216	1,165	41 52

3. 特別損失の計上および業績修正の理由

連結・個別の業績は、営業収益・営業利益・経常利益については、概ね予想通りに推移いたしました。当社および連結子会社の株式会社関西スーパー物流が加入しておりました「日本総合商品販売業厚生年金基金」脱退に伴い、推定される特別掛金11億9千万円を平成20年3月期に特別損失として引当金計上したため、当期純利益が平成19年11月13日発表した業績予想を下回る見込みであります。

(注) 「日本総合商品販売業厚生年金基金」脱退による引当金計上にいたる経緯

この基金は、全国各地のスーパーマーケット等の会社が、従業員の福利厚生の向上を目的として設立した総合型の厚生年金基金であります。

当社は、将来の損失リスクをなくすため、平成19年春に当該基金から脱退の方針を決定し、従業員の同意手続きを経て12月上旬に脱退の届出を行い、基金理事会の承認を得、平成20年3月末に脱退いたしました。

しかし、当該基金が平成20年3月末に向けての急激な株式等の運用悪化により、期末時価資産が大幅に減少した結果、責任準備金を下回る金額について応分の負担を特別掛金として支払わなければならないことが予想されるにいたりしました。

については、その特別掛金を平成20年3月期決算に特別損失として引当金計上を行うものであります。

(注) 上記の業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

以上

厚生年金基金よりの脱退の経緯と特別損失について

厚生年金基金は設立形態によって、1つの企業が単独で設立するもの（単独設立）、主力企業を中心に複数の企業が設立するもの（連合設立）、業界団体などを組織母体として多数の企業が集まって設立するもの（総合設立）があります。

当社が加入していた「日本総合商品販売業厚生年金基金」は総合設立の基金であります。

当社は昭和48年に、更なる従業員の福利厚生の実施のために、義務付けられている厚生年金に加えて、全国各地のスーパーマーケット等を営む事業会社を組織母体として設立された「日本総合商品販売業厚生年金基金」にも加入いたしました。

当社が基金に加入することで、当社従業員は通常の厚生年金だけの加入者と比較して、基金が独自に上乘せ給付する部分により将来受け取る年金が多くなり、福利厚生の実施に資する反面、会社はその上乘せ部分の全額を拠出することとなり負担は重くなります。

さらに、低金利下における基金の資産運用は、将来の給付をまかなうための責任準備金を確保するのが難しく、数年前には多額の積立不足があり、当社の負担金は数十億円ありました。

このような会社負担金の当社経営に与える潜在的リスクを排除するため、従業員と協議の上、その同意を得て当基金を脱退する経緯となりました。

総合型厚生年金基金に加入していた企業がその基金から脱退するに際しては、基金に積立不足等がある場合には、通常応分の負担金を求められます。

当社が「日本総合商品販売業厚生年金基金」からの任意脱退を申請した平成19年12月時点では、近年の好調な資産運用により、当基金には多額の繰越剰余金があり積立不足はありませんでしたが、平成20年3月末にかけての急激な株式等の運用悪化により期末資産時価が大幅に下落した結果、負担金が見込まれることとなりました。

当基金には脱退に係る負担金（特別掛金）の定めがあり、現時点で入手可能な情報で見積ると次期精算時に相当の負担が予想されることから、当決算期末において積極的に特別損失を認識し引当計上を行ったものであります。

この金額はあくまで当社が独自に合理的に推計した見込み額であり、実際の金額は様々な要因で推計数値と異なる場合があります。